様式第六の二（第85条関係）

（日本産業規格Ａ４）

実　施　計　画

年　　月　　日提出

（申請者）　主たる事務所
の 所 在 地
名　　称
代　表　者　役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の10第１項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

第１　実施計画の実施期間

（記載上の注意）

１．実施期間は、５年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

２．実施計画の始期は、経営基盤強化実施金融機関等（法第34条の10第１項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下同じ。）が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置を開始する日の属する事業年度の開始の日（実施計画を提出した金融機関等（以下「申請金融機関等」という。）が銀行等であり、かつ、当該措置を開始する日が10月１日から３月31日までの間である場合にあっては、10月１日）とする。

３．実施計画の終期は、実施計画の始期が４月１日である場合にあっては実施計画の始期から起算して５年を経過する日とし、実施計画の始期が10月１日である場合にあっては実施計画の始期から起算して５年を経過する日を含む事業年度の終了の日とする。

第２　主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

（記載上の注意）

１．主として業務を行っている地域（以下「計画実施地域」という。）、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。

２．「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村（特別区を含む。）の別に記載すること。

３．「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。

４．「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。

５．経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第３　計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

（記載上の注意）

１．将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえつつ記載すること。

２．経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

［様式を加える。］